

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行		変更後	
条番号	内容	条番号	内容
1. 適用範囲	（２） 前項にかかわらず、提携BP加盟店においては、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で用いることにより、提携BP加盟店に対して負担する売買取引債務を、機構所定のBP加盟店銀行が立替払をする場合があります。この場合には、利用者がBP加盟店銀行に対して負担する当該立替払の費用にかかる補償債務（以下「補償債務」といいます。）を、登録預金口座から預金の払い戻しによって支払うものとし、これら一連の取引もBank Pay取引に含まれるものとして、この規定により取り扱います。	変更なし	（２） 前項にかかわらず、BP加盟店によっては、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作することにより、当該BP加盟店に対して負担する売買取引債務を、BP加盟店銀行が自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払をする場合があります。この場合、利用者は、BP加盟店銀行に対し、当該立替払の費用にかかる補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の払い戻しによって支払うものとし、これら一連の取引もBank Pay取引に含まれるものとして、この規定（第４条を除く。）により取り扱うものとします。
－	－	1の2. 公金納付	（１） 機構所定のBank Pay公的加盟機関規約（以下「BP公的加盟機関規約」といいます。）を承認のうえ、BP公的加盟機関規約所定のBP公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「BP加盟機関銀行」といいます。）とBP公的加盟機関規約所定のBank Pay公的加盟機関契約を締結した法人（以下「BP公的加盟機関」といいます。）に対して、BP公的加盟機関規約に定めるBP公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、利用者が利用者アプリ等を機構所定の方法で操作した場合には、BP加盟機関銀行が当該公的債務の立替払を行うものとします。この場合、利用者は、BP加盟機関銀行に対して、当該立替払の費用に係る補償債務を負担するものとします。利用者は、当該補償債務を、登録預金口座からの預金の払い戻しによって支払うものとし、これら一連の取引についてもBank Pay取引に含まれるものとします。但し、当該Bank Pay公的加盟機関契約の定めに基づき、登録預金口座がBP公的加盟機関で利用できない場合があります。
	－		（２） 前項の定めに基づくBank Pay取引については、「BP加盟店」を「BP公的加盟機関」、「BP加盟店銀行」を「BP加盟機関銀行」、「売買取引債務」を「公的債務」とそれぞれ読み替えた上で、この規定（第３条第４項第３号及び第４条を除く。）を適用するものとします。
3. Bank Pay取引の方法等	（４）④第１条各号の但書に定める場合	変更なし	（４）④第１条第１項各号の但書または第１条の２第１項但書の定めに該当する場合
4. Bank Pay取引契約等	（１） 前条第１項の方法によるBank Pay取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第２項により本人認証が行われ、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの払い戻しによって支払う旨の契約（本規定において「Bank Pay取引契約」といいます。）が成立するものとします。	変更なし	（１） 前条第１項の方法によるBank Pay取引の場合、利用者が、利用者アプリ等において前条第２項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座払戻確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店との間で売買取引債務を登録預金口座からの払い戻しによって支払う旨の契約（この規定において「Bank Pay取引契約」といいます。）が成立するものとします。
	（３） 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 ① 当行に対する売買取引債務相当額の預金払い戻しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金払い戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。 ② BP加盟店銀行、BP直接加盟店またはBP任意組合その他機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。		（３） 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 ① 当行に対する売買取引債務相当額の預金払い戻しの指図および当該指図にもとづいて払い戻された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金払い戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。 ② BP加盟店銀行、BP直接加盟店またはBP任意組合その他機構所定の者（以下、本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる利用者の抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、当該売買取引債権の譲受人に代わって受領します。
	（５） 本条の規定は、機構所定のBP加盟店銀行が立替払をする場合には適用されず、次条に定めるところによるものとします。		（５） 本条の規定は、第１条第２項または第１条の２第１項に基づき売買取引債務につき立替払が行われる場合（以下「立替払方式の場合」という。）には適用されず、次条に定めるところによるものとします。

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行		変更後	
条番号	内容	条番号	内容
4の2．（立替払の場合の特則）	（１） 機構所定のBP加盟店銀行が立替払をする場合には、利用者アプリ等において、利用者が本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法で提携BP加盟店に口座引落確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店銀行が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該提携BP加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay取引契約に含めるものとします。また、この場合、利用者は当該BP加盟店銀行に対して当該売買取引債務の立替払を委託し、これにより利用者が当該BP加盟店銀行に対して負担する補償債務は、登録預金口座からの払い戻しによって支払うものとします。なお、預金払い戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。	4の2．立替払方式の場合の特則	（１） 立替払方式の場合は、利用者が利用者アプリ等において第3条第2項により本人認証を行い、かつ、Bank Pay取引を実行した時に、加盟店端末への通知その他の機構所定の方法でBP加盟店に口座払戻確認を表す電文が通知されないことを解除条件として、BP加盟店銀行が利用者に代わって売買取引債務を支払う旨の契約が利用者と当該BP加盟店との間で成立するものとし、この契約もBank Pay取引契約に含めるものとします。また、この場合、当該BP加盟店銀行は自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて当該売買取引債務の立替払をするものとし、利用者は第1条第2項及び第1条の2第1項に基づき当該BP加盟店銀行に対して負担する補償債務を、登録預金口座からの払い戻しによって支払うものとします。なお、預金払い戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
			（２） 前項にかかわらず、利用者アプリ等において本人認証が行われ、かつ、利用者がBP加盟店との間において継続的に発生する売買取引債務をBP加盟店銀行が自らまたはBP直接加盟店もしくはBP任意組合を通じて立替払する場合には、売買取引債務の支払時期が到来する都度BP加盟店より伝送される請求データに基づく登録預金口座からの払い戻しの時に、BP加盟店との間でBank Pay取引契約が成立するものとみなします。
	（２） 前項によりBank Pay取引契約が成立したときは、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶しうる旨の一切の事由があったとしても、かかる事由をもってBP加盟店銀行、当行その他の者に対して異議を述べないものとします。		（３） 前二項によりBank Pay取引契約が成立したときは、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶しうる旨の一切の事由があったとしても、かかる事由をもってBP加盟店銀行、当行その他の者に対して異議を述べないものとします。
	（３） 本条に定めるBank Pay取引契約が成立した場合における、利用者の提携BP加盟店に対する売買取引債務は、当該提携BP加盟店が別途認めた場合を除き、第1項に基づき当該提携BP加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。		（４） 第1項及び第2項に定めるBank Pay取引契約が成立した場合、加盟店銀行またはBP直接加盟店もしくはBP任意組合は、規約に基づき、利用者がBP加盟店に対して負う売買取引債務につき、当該BP加盟店に対して立替払をする義務を負い、その時点で利用者の当該売買取引債務は消滅するものとします。但し、第1条の2に定めるBank Pay取引契約の場合の利用者の公的債務は、第1項に基づき当該BP加盟店に対して立替払が実行された時点で消滅するものとします。
5．Bank Pay取引契約の締結時の認証	（２） 当行は、Bank Pay取引サイトを用いて行われるBank Pay取引の際には、当該Bank Pay取引が利用者本人によるものであることを、当該Bank Pay取引サイト所定の本人認証手続により確認にします。	変更なし	（２） 当行は、Bank Pay取引サイトを用いて行われるBank Pay取引の際には、当該Bank Pay取引が利用者本人によるものであることを、当該Bank Pay取引サイト所定の本人認証手続により確認します。
6．利用者アプリ等へのアクセス管理、パスワード等の設定・管理等	（２） パスワード等の偽造、盗用、紛失その他の事由により、利用者アプリ等が他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者ご本人から利用者アプリ等の提供者または当行に通知し、利用者アプリ等を用いたBank Pay取引を不能とする措置や口座の停止等の不正利用の拡大防止措置を講じてください。	変更なし	（２） パスワード等の偽造、盗用、紛失その他の事由により、利用者アプリ等が他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに利用者本人から利用者アプリ等の提供者または当行に通知し、利用者アプリ等を用いたBank Pay取引を不能とする措置や口座の停止等の不正利用の拡大防止措置を講じてください。
7．預金の復元等	（１） Bank Pay取引により登録預金口座の預金の払い戻しがされたときは、Bank Pay取引契約が解除（合意解除を含みます。）、無効または取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりBank Pay取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、BP加盟店以外の第三者（BP加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落とされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引き落とされた預金の復元を請求することもできないものとします。	変更なし	（１） Bank Pay取引により登録預金口座の預金の払い戻しがされたときは、Bank Pay取引契約が解除（合意解除を含みます。）、無効または取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりBank Pay取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、BP加盟店以外の第三者（BP加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して払戻された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して払戻された預金の復元を請求することもできないものとします。
	（２） 前項にかかわらず、Bank Pay取引を行なったBP加盟店に利用者端末およびBP加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をBP加盟店経由で請求し、これを受けたBP加盟店が、所定の方法で当行に対して取消しの電文を送信し、当行が当該電文をBank Pay取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店端末または利用者端末から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。		（２） 前項にかかわらず、Bank Pay取引を行なったBP加盟店に利用者端末およびBP加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、払戻された預金の復元をBP加盟店経由で請求し、これを受けたBP加盟店が、所定の方法で当行に対して取消しの電文を送信し、当行が当該電文をBank Pay取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は払戻された預金の復元をします。加盟店端末または利用者端末から取消しの電文を送信することができないときは、払戻された預金の復元はできません。
	（３） 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、BP加盟店から現金により返金を受ける等、BP加盟店との間で解決してください。		（３） 第1項または前項において払戻された預金の復元等ができないときは、BP加盟店から現金により返金を受ける等、BP加盟店との間で解決してください。

新旧対比表 みずほBank Pay取引規定

現行		変更後	
条番号	内容	条番号	内容
8．利用者の責任	（２） 利用者は、Bank Pay取引を利用したことに起因して、当行が直接または間接に何らかの損害を被った場合（当行が第三者からクレームを受け、これに対応した場合を含みます。） 、当行の請求にしたがって直ちにこれを補填するものとします。		（２） 利用者は、Bank Pay取引を利用したことに起因して、当行が直接または間接に何らかの損害を被った場合（当行が第三者からクレームを受け、これに対応した場合を含みます。） 、当行の請求にしたがって直ちにこれを補てんするものとします。
	（３） ⑤利用者端末を紛失した場合、盗難等の被害を受けた場合その他の事由により、不正なBank Pay取引の被害に遭う恐れがある場合には、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、利用者アプリの提供者および当行に連絡し、Bank Pay取引の利用停止または登録預金口座の利用停止手続を行うこと		（３） ⑤利用者端末を紛失した場合、盗難等の被害を受けた場合その他の事由により、不正なBank Pay取引の被害に遭うおそれがある場合には、直ちに当該利用者端末における通信サービスを提供する事業者に対して当該利用者端末による通信を不能にするための届出を行うとともに、利用者アプリの提供者および当行に連絡し、Bank Pay取引の利用停止または登録預金口座の利用停止手続を行うこと
9．利用者端末の盗用等による損害等	（１） 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難（以下「盗難等」といいます。） にあったこと等により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引（以下「不正利用」といいます。） については、次の各号の全てに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。） の額に相当する金額の補填を請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。	変更なし	（１） 利用者以外の第三者により不正に利用者の預金口座が登録されたこと、または、利用者端末の紛失もしくは盗難（以下「盗難等」といいます。） にあったこと等により、第三者によって不正に行われたBank Pay取引（以下「不正利用」といいます。） については、次の各号の全てに該当する場合、利用者は当行に対して当該不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。） の額に相当する金額の補てんを請求することができます。但し、不正利用が次条に該当する場合は、この限りではありません。
	（２） 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を超えた日数） 前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。） の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。） を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てんの対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。		（２） 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の3 0日（当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者本人が証明した場合は、3 0日にその事情が継続している期間を超えた日数） 前の日以降になされた不正利用にかかる損害（手数料や利息を含みます。） の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。） を補てんするものとします。但し、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4 分の3 に相当する金額を補てんするものとします。
1 0．利用者アプリ等の提供者に対する補償請求等	前条の定めにかかわらず、不正利用が機構所定の仕様によるQRコード等を利用したBank Pay取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により利用者に生じた損害の補償については、当該利用者アプリ等の提供者との間で解決してください。なお、この場合であっても、不正利用が発生したことについて当行に連絡をしてください。	変更なし	前条の定めにかかわらず、不正利用が機構所定の仕様によるQRコード等を利用したBank Pay取引以外のものにより生じた場合は、当該不正利用の発生により利用者に生じた損害の補償については、当該利用者アプリ等の提供者との間で解決してください。なお、この場合であっても、不正利用が発生したことについて当行に連絡をしてください。
	以 上 （2020年9月28日現在）		以 上 （2021年9月30日現在）